

借入（リース）物件仕様書（自動車）

この仕様書は、横浜市戸塚区戸塚土木事務所が借入する道路パトロールカーに適用するもので、納入車両は道路交通法及び道路運送車両法に規定する「緊急自動車（道路維持作業用自動車）」として下記に定める性能等を満足し、操作性能が良好であり、かつその使用に十分耐えるものでなければならない。また、納入車両に使用する機器その他は、日本工業規格（JIS）によるものとする。

1 車種等

車種	普通乗用自動車（SUV型 4WD 自動車）	
ミッション	AT	
台数	1台	
燃料	無鉛レギュラーガソリン（ハイブリッド）	
総排気量・駆動型式	1,500cc程度・4WD	
車両寸法	全長 4,300mm × 全幅 1,790mm × 全高 1,600mm（散光式警告灯を除く）程度	
乗用定員	5人	
ドア数	5枚	
車体カラー	1. 塗料はハイソリッドラッカーを使用し車両全体を黄色（日本塗料工業会標準色G4-346、標準色の改正があった場合はこれに相当する色）を用いて、下塗り1回、中塗り1回、上塗り2回を行う。ただし、タイヤホイールは塗装せず純正のままとする。 2. 両側面と後面に幅15cmの帯状かつ水平の白色帯を設ける（別紙のとおり）。 3. フロントバンパー及びリアバンパーは白と赤のストライプを公安委員会の緊急自動車及び道路維持作業車の仕様に合致するように塗色する（別紙のとおり）。	
指定文字等	1. 両側前席ドアの白色帯に「（本市徽章）横浜市道路パトロールカー」（1文字13cm×13cm）及び白色帯下部分に「戸塚土木事務所」（1文字 6cm×6cm）と全て黒色丸ゴシック体で記入する（別紙のとおり）。	
装備品	1. エアコン 2. AM・FMラジオ 3. バックブザー 4. エアバッグ（運転席・助手席） 5. ELR付き3点式シートベルト 6. フロアマット 7. サイドバイザー（前・後） 8. 間欠式ワイパー（フロント） 9. リヤワイパー＆ウォッシャー [※] 10. 熱線リヤウインドウ 11. タイヤチェーン 12. ラジアルタイヤ仕様 13. パワーステアリング 14. 車両用消火器（ABC消火器1kg） 15. 三角表示板 16. 非常信号用具 17. 標準工具一式 18. パワーウィンドウ（全席） 19. 電動格納式リモコンドアミラー [※] 20. イモビライザー	
	21. 集中ロック機能 22. ABS（EBD・ブレーキアシスト付き） 23. 衝突防止補助システム（自動ブレーキシステム・メーカー純正による） 24. 後退時自動ブレーキシステム（メーカー純正による） 25. 誤発進抑制システム（メーカー純正による） 26. フロントビューモニター [※] 27. サイドビューモニター [※] 28. バックカメラ付きカーナビゲーションシステム（時計表示必須・テレビ無） 29. ドライブレコーダー（前・後） 30. ETC車載器（セットアップ含む） 31. スタッドレスタイヤ（4本、専用ホイール付き。納品後は消耗品につき、所有は戸塚土木事務所に帰属する） 32. スマートエントリー＆スタートシステム 33. フォグランプ	

特殊装備	1. 一体型 LED 散光式回転灯（赤色（300mの距離から点灯を確認できるもの）、黄色（150mの距離から点灯を確認できるもの）、スピーカー（前後方向）、電子サイレン（前方 20mの位置において 90db 以上 120db 以下）、拡声装置、天井補強）を運転席屋根中央部に取付け（別紙のとおり）。 2. 無線取付け装置を設置し、無線装置を設置する（設置場所については、別途打ち合わせ）。 3. 装備品スイッチ類は運転手が操作できる位置に設置する。 4. CDについては車外・内切り替えスイッチを取り付ける。 5. 各座席及びヘッドレストに固定式ビニールカバー（厚さ：0.2mm 以上）をつける（サイドエアバック搭載の場合は、サイドエアバック格納部分は開口）。 6. セカンドシートは折り畳み式（左右分割可）とする。 7. 荷室（及びセカンドシート）は樹脂製のラゲージトレイ（シートバケットトイ）を装着する。
例示車種	メーカー、車名、グレード ホンダ・VEZEL、日産・KICKS、トヨタ・RAIZE・YARIS CROSS
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	適合 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 非該当または不適合でも可（どちらかに○）
その他参考事項	現在の仕様状況 : 年間平均走行距離 約 11,000 km ドライバーの状況 : 専任 <input checked="" type="checkbox"/> 複数人（どちらかに○） 九都県市指定低公害車 : 適合 神奈川運輸支局への車両登録及びそれに付随する車庫証明、車両検査は賃貸人において行う。「緊急自動車（道路維持作業用自動車）」の指定は、賃借人名義において賃貸人が手続きを行う。

2 物品納入期限

令和 8 年 3 月 16 日

3 借入期間(本年度分)

令和 8 年 3 月 2 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 借入月数(本年度分)

1 か月

5 予定借入期間

7 年間

及び最終日

令和 15 年 3 月 1 日

6 物品保管場所

所在地 横浜市戸塚区戸塚町 2974-1

名 称 横浜市 戸塚区 戸塚土木事務所

T E L 045-881-1621

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。

再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

8 発注局課

所在地 横浜市戸塚区戸塚町 2974-1

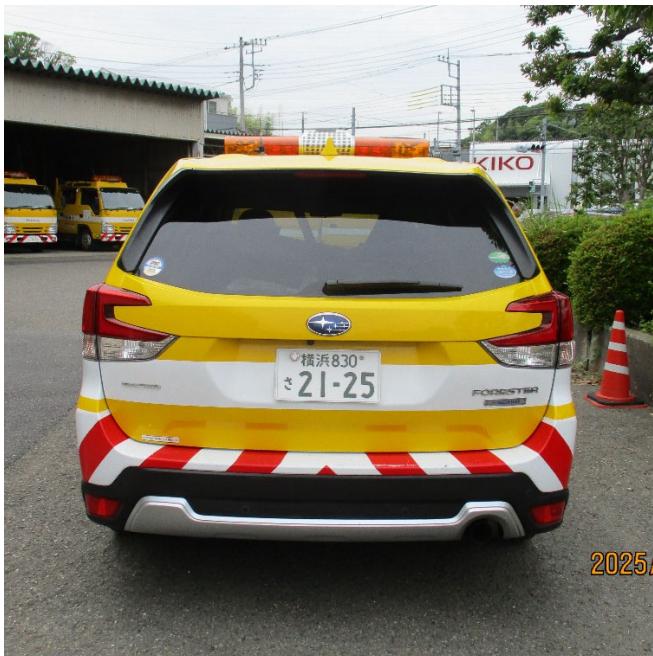
担当者 戸塚区 戸塚土木事務所 斎藤 T E L : 045-881-1621

F A X : 045-862-3501

<両側面>



<後面>

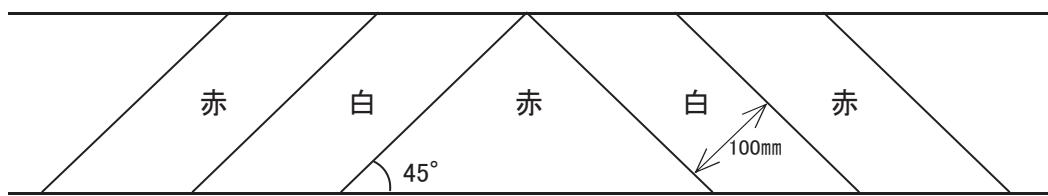


<前面>

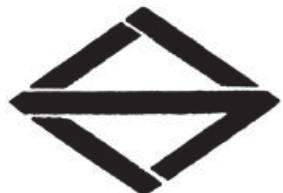


<フロント・リアバンパー>

ストライプ仕様



<本市徽章>



寸法割合

高さは横の100分の70

線幅は横の100分の8

線隙は線幅の4分の1